

第5 薬剤師認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた薬学的管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開設を含む）する薬剤師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記4)に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

- ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式5により修了証書を交付する。
- イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県薬剤師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第7「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

- ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症薬やその薬学的管理に精通した薬剤師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。
- イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県薬剤師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記4) 標準的なカリキュラム

| | | 研 修 内 容 |
|---|---|--|
| I 基本知識 (30分) | ねらい | 認知症の人を知り、薬局・薬剤師の役割を理解する |
| | 到達目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症施策を理解する 2 認知症の概要を理解する 3 薬剤師の役割について理解する |
| | 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の現状 ・薬局・薬剤師の役割 ・認知症の原因疾患の特徴と症例、軽度認知障害の理解 ・観察のポイント（アセスメント） |
| II 対応力 ①薬学的管理 ②気づき・連携 (90分) | ねらい ① | (1) 薬学的管理 医薬品の認知機能への影響や認知症の薬物治療について理解する |
| | 到達目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1 薬物によってもたらされた出来事を理解する 2 認知症の薬物治療を理解する 3 行動・心理症状および用いられる医薬品を理解する 4 認知症の人への対応を理解する |
| | 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に使われる薬（効能・効果・副作用・作用機序） ・認知症治療薬の使用上の注意点 ・薬物以外の療法とケア ・服薬の継続管理のポイント ・認知症の人・家族への支援 |
| | ねらい ② | (2) 関係機関との連携 認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医や関係機関等と連携して対応できる力を習得する |
| | 到達目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の初期症状や日常生活上の行動の変化を説明することができる 2 認知症の疑いのある人を発見した場合の連携について説明することができる |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期対応や多職種連携の必要性と対応 ・カンファレンス等での薬局・薬剤師の役割 | |

| | | |
|----------|----------|--|
| | | ・徴候からの気づき、服薬状況からの気づき、医師へのフィードバック |
| Ⅲ 制度等 | ねらい | 認知症の人を支えるための医療・介護、地域が連携した生活支援の重要性を理解する |
| (90分) | 到達 目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の人を地域の連携体制で支える仕組みとかかりつけ薬剤師の役割について理解する 2 介護保険制度のサービスについて、本人・家族に説明することができる 3 成年後見制度・高齢者虐待防止法等の権利擁護に関する制度の概要を説明することができる |
| | 主な 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム、介護保険制度 ・医師やケアマネジャーが薬局・薬剤師に望むこと ・認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の仕組み ・若年性認知症の現状と支援の制度 ・成年後見制度、高齢者虐待の現状 |

(様式5)

| |
|---|
| 第 号 |
| 修 了 証 書 |
| 氏 名 |
| 生年月日 年 月 日 |
| あなたは、厚生労働省が定める薬剤師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します |
| 平成 年 月 日 |
| 実施主体の長 |
| ○ ○ ○ ○ |